

# 放置自転車をなくしましょう！

「放置自転車」というと、いつまでも置き去りにされている状態を想像する方が多いのではないでしょうか。

しかし、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」では、駐輪場所以外にある自転車等（自転車または原動機付自転車）を利用者がすぐに移動することができない状態にあるものを放置自転車等と定めています。

わずかな時間でも、道路などの公共の場所に自転車等を置き去りにすると、放置自転車等として扱われます。

車道や歩道に置いてある放置自転車等は、歩行者や車両の通行の妨げや交通事故の発生の原因となります。一人ひとりの心遣いで、良好な生活環境をつくりましょう。

## ◆市で行っている対策は？

自転車等放置防止条例により、久喜駅、栗橋駅、南栗橋駅および東鷲宮駅周辺区域の一部を「放置禁止区域」に指定し、この区域内の道路や公共の場所などに放置された自転車や原動機付自転車に「警告札」を貼った上で、自転車等保管場所に撤去しています。

## ◆放置自転車をなくすために

- ① 自転車等は、道路や歩道に置かずに、決められた場所に置きましょう。
- ② 自転車預かり所や自転車駐車場（駐

輪場）等を利用しましょう。

③ 自転車には住所や名前を書いておきましょう。

④ 自転車は必ず防犯登録をしましょう。

⑤ 自転車等が盗難にあったときは、警察に届け出ましょう。

## ◆撤去された放置自転車等の保管場所

○ 久喜地区自転車等保管場所 久喜市古久喜998の2（☎22・3216）

開所時間 火・木・日曜日（年末年始を除く）9時～15時（12時～13時を除く）

○ 栗橋地区自転車等保管場所 久喜市間鎌251の1（栗橋総合支所栗橋市民生活係/内線218）

開所時間 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）8時30分～17時

○ 鷲宮地区自転車等保管場所 久喜市桜田1の2（☎80・2028・9384）

開所時間 水・金・日曜日（年末年始を除く）13時～17時

## ◆放置自転車等撤去手数料

自転車2000円／原動機付自転車3000円

問合せ 生活安全課交通係（内線2635）／菖蒲市民生活係（内線112）

／栗橋市民生活係（内線218）／鷲宮市民生活係（内線133）

# 法定検査、保守点検、清掃は、浄化槽法に基づく義務です

浄化槽を使用する方は、浄化槽法により「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の3つが義務付けられています。

① 法定検査 浄化槽の浄化機能が十分發揮されているか確認する定期水質検査の実施

② 保守点検 機器の点検・調整や清掃時期の判定、消毒薬の補充を行う保守点検の実施

③ 清掃 浄化槽の底部に溜った固形物などを引き抜く清掃の実施

【法定検査受検の手続き】

県が指定する検査機関が使用者の依頼に基づき、実施します。

検査手数料 10人槽以下（家庭用浄化槽）5000円

申込み・問合せ（埼玉県浄化槽協会）☎048・501・5707

【保守点検業者を知りたい】

## パスポートダウンロード申請書による申請受け付けを開始します

これまでパスポートの申請書は市役所、パスポートセンターなどで入手する必要がありますが、10月1日から、ご自宅等のパソコンから印刷したパスポートダウンロード申請書による申請受け付けを開始します。

ダウンロードした申請書を使用する際には、A4用紙に縮小・拡大せずに片面印刷すること、ホチキス留めせず

保守点検を行う者は、埼玉県知事登録の「浄化槽保守点検業者」でなければなりません。使用者と業者の契約に基づき履行されます。

問合せ 埼玉県東部環境管理事務所 ☎34・4011

【浄化槽清掃業者を知りたい】

浄化槽の清掃を行う者は、清掃センター等が許可する業者でなければなりません。清掃業者のお問い合わせ先は、

久喜地区：久喜宮代清掃センター ☎34・2042／菖蒲地区：ごみ処理施設建設推進課し尿処理施設係（菖蒲総合支所内/内線348）／栗橋・鷲宮地区：八甫清掃センター ☎58・1309

問合せ 下水道業務課排水設備係（鷲宮総合支所内/内線277）

折らずに持参することなど注意事項がありますので、詳しくは外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofa/toko/passport/download/top.html>）をご確認ください。

なお、「手書き」の申請書も従来どおり受け付けます。

問合せ 市民課（総合窓口）パスポート係（内線5841）